タイ向け特定原産地証明書に記載されるインボイス番号について

平成 19 年 11 月 日本商工会議所

日タイ協定に基づく特定原産地証明書に表記されるインボイス番号(発行日)の記載及び第三国で発行されるインボイスを輸入通関に使用する場合の Remarks 欄へのインボイス発行者の名称、住所の記載は、下記のような運用ルールに基づくこととされております。すでに発効されている日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定とはインボイス番号記載の運用ルールが異なりますので、ご注意ください。

記

1.日本の輸出者により発行されるインボイスがタイの輸入通関に使用される場合 日本の輸出者により発行されたインボイスのインボイス番号を Field7 (Invoice number and date) に記載し、Field8 (Remarks) 欄はブランクとする。

Field 7: 日本の輸出者が発行したインボイス番号(発行日)を記載する

Field 8: ブランク

- 2. 第三国で発行されたインボイスがタイの輸入通関に使用される場合
- (1)第三国で発行されるインボイスがタイでの輸入通関に使用される場合には、Field 7に当該第三国での発行に係るインボイス番号(発行日)を記載し、Field 8に当該発行者の名称、住所を記載する。

Field7: 第三国で発行されたインボイスのインボイス番号(発行日)を記載する。

Field8:第三国のインボイス発行者の氏名、住所を記載する。

(2)第三国で発行されるインボイスがタイでの輸入通関に使用されるが、日本で特定原産地証明書を申請する時点ではインボイス番号(発行日)が不明な場合は、Field7に日本の輸出者が発行するインボイス番号(発行日)を記載し、Field8には、第三国でのインボイス発行者の名称、住所を記載する。

Field 7: 日本の輸出者が発行したインボイス番号(発行日)を記載する

Field8: 第三国のインボイス発行者の氏名、住所を記載する。

Field7 への記載

発給申請書入力画面『産品情報入力・修正/削除』ボタンを押下し、産品情報入力画面『仕入書番号』『仕入書日付』にそれぞれインボイス番号、インボイス日付をご記入〈ださい。

下記 参照

Field8 への記載

発給申請書入力画面 [®] 2)リインボイスの使用』にて [®]使用あり』を選択、あわせて [®] インボイスの発行者』に名称·所在地をご記入〈ださい。

下記 参照



インボイス番号(発行日)及び輸入通関に使用されるインボイスが第三国で発行される場合のインボイス番号記入欄ならびにリマークス欄の記載に関する日タイ協定と日マレーシア協定及び日チリ協定の違い

	マレーシア / チリ		タイ	
	Field 7	Field 8	Field 7	Field 8
原則	日本で発行され	ブランク	日本で発行された	ブランク
	た I/V 番号(発行		I/V 番号(発行日)	
	日)			
輸入通関に使用	第三国で発行の	第三国の I/V	第三国で発行の	第三国 I/V の発
される I/V が第	I/V 番号(発行	発行者の名称	I/V 番号(発行日)	行者の名称及び
三国での発行の	日)	及び住所		住所
場合				
第三国での発行	ブランク	第三国の I/V	日本で発行された	第三国 I/V の発
に係る I/V が輸		発行者の名称	I/V 番号(発行日)	行者の名称及び
入通関に使用さ		及び住所		住所
れるが、当該 I/V	ブランク	ブランク		
の I/V 番号(発行				
日)が不明な場合				

注) 日メキシコ協定は、日マレーシア、日チリ協定と同様のルールとなります。 *日メキシコ協定では、インボイス番号の記載に際し、発行日の記載は不要となっております。